



県章

群馬県報

平成 23 年
2 月 14 日 (月)
第 8865 号

目次

ページ

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課)	2
○道路の区域変更 (道路管理課)	2
○電線共同溝を整備すべき道路の指定 (同)	2

公 告

○肥料の登録有効期間の更新 (技術支援課)	3
○開発工事の完了 (建築住宅課)	3

正 誤

○平成 22 年 11 月 5 日群馬県規則第 56 号 (自然環境課)	3
○平成 22 年 11 月 5 日群馬県選挙管理委員会告示第 49 号	4
○平成 22 年 11 月 30 日群馬県人事委員会規則第 23 号	4
○平成 22 年 11 月 30 日群馬県病院管理規程第 9 号 (病院局総務課)	4

■ 告 示

◎群馬県告示第21号

群馬県県税条例(昭和25年群馬県条例第32号)第146条の2第1項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を行った。

平成23年2月14日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名 株式会社松島自動車 代表取締役 松島賢一
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 伊勢崎市宮子町943番地1
- 3 特約業者の指定年月日 平成23年2月1日

◎群馬県告示第22号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県利根沼田県民局沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年2月14日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	291号	利根郡みなかみ町月夜野字深澤2265番の4地先から同郡同町同字同2256番地先まで	前	9.4~10.5	156.0
			後	12.1~27.1	150.0
		利根郡みなかみ町石倉字竹ノ上原729番の1地先から同郡同町同字同722番の1地先まで	前	8.9~11.9	55.2
			後	9.7~17.6	55.2
		利根郡みなかみ町石倉字竹ノ上原721番の5地先から同郡同町同字沢田1082番の1地先まで	前	15.6~24.3	135.4
			後	15.9~26.4	135.4

◎群馬県告示第23号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成23年2月14日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間

県道	前橋西久保線	前橋市青柳町字天神342番の1地先から同市同字大道竜529番の1地先までの上下線
----	--------	--

■ 公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成23年2月14日

群馬県知事 大 澤 正 明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第1025号	副産石灰肥料	55.0 副産石灰	アルカリ分 55.0	肥料取締法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	白石工業株式会社 大阪府大阪市中央区北浜3丁目1番4号	平成29年 2月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成23年2月14日

群馬県知事 大 澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡大泉町大字寄木戸字東原956-9、956-10	太田市飯塚町1628番地 有限会社エステートオカダ 代表取締役 岡田敏郎
2	邑楽郡千代田町大字舞木字富士原847-1	太田市高林寿町1762番地7 カネヒラハイツ202号 栗原正悟

■ 正 誤

○規則正誤

平成22年11月5日群馬県規則第56号（群馬県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
第8838号	5	下欄	27	図面	図面

発行番号	ページ	誤	正
第 8 8 3 8 号	3 1	フロッピーディスクに複写したもの交付	フロッピーディスクに複写したものの交付
	3 5	政治資金規正法第 1 9 条の 1 6 第 1 1 項の規定による決定期間	政治資金規正法第 1 9 条の 1 6 第 1 1 項の規定による決定期間

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外（第4号）	13	上欄	22	ヨリノミナ	ヨリノミナ°

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外（第5号）	7	上欄	3 6	号綴	号綴
	8	下欄	1 7 ～ 1 8	恒分の恒五十五	恒分の五十五